

もくじ

18歳から「大人」？ 成人にできること、できないこと

1 18歳から

クレジットカードをつくる、部屋を借りる ほか



■「成人」「成年」「大人」のちがい	4
■ 世界の成年年齢	5
成人になると何が変わるの？	6
携帯・スマホの契約ができる	8
クレジットカードが作れる	10
選挙に行って投票ができる	12
自動車の運転免許が取得できる	14
賃貸住宅の契約ができる	16

自分だけで進路を決められる	18
成人式はどうなる？	20
国家資格が取得できる	22
男女とも18歳で結婚できる	24
裁判員・検察審査員に選ばれる	26
民事訴訟の原告・被告になり得る	28
10年有効のパスポートが取得できる	30

登場人物紹介

ハルト
(18歳・
高校3年生)



ヒマリ
(17歳・
高校3年生)



ハルト・ヒマリの
友人たち



ヒマリの兄
(19歳・大学生)



ハルトの父
(40代)



ハルトの母
(40代)



「成人」「成年」「大人」 のちがい



「成人」「成年」「大人」は同じような言葉ですが、それぞれの意味は微妙にちがいます。「広辞苑 第七版」(岩波書店)では、「成人」は「成年に達すること」という意味とともに、「若い者が成長すること」とあります。一方、「成年」は「人が成長して完全な行為能力を有するに至る年齢」とあり、法律の条文では「成年」を使います。また、「大人」は「一人前になった人」「分別のあるさま」などの意味があります。法律上の成年は年齢や行為能力の有無という点で判断されますが、成人や大人には

精神的な成熟の意味もふくまれています。

何をもって大人とみなすかという判断はむずかしく、成年年齢が20歳と定められた時代から、科学的根拠に乏しいという批判がありました。精神的な成熟度は人によって異なりますが、18歳以上が成年と定められたことで親の保護監督下から脱するため、大人としての義務が生じます。一方で、自分の意思のみで契約ができるという権利も得られます。大人として自分がどうあるべきかを考えながら、自分の意思をしっかりとち、社会参加してみましよう。

世界の成年年齢

日本の成年年齢は、明治時代の1876年に当時の政府が出した太政官布告以来、満20歳とされてきました。それから140年以上ものあいだ、私たちは20歳成年が当たり前のよう考えていましたが、民法の一部が改正され、2022年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられることになりました。

この決定には、憲法改正国民投票の投票権年齢や公職選挙法の選挙権年齢が18歳に定められたことなどが関係しています。少子高齢化が進む社会で、多くの若者に早くから社会参加してもらいたいとい

う背景のもと、18歳以上の若者に国の重要な判断への積極的な参加をうながす政策が進められてきました。このような流れから、市民生活にかかわる基本法である民法でも、18歳以上を大人としてあつかうべきと考えられるようになったのです。

世界の状況を見てみると、2016年の調査では、経済協力開発機構 (OECD) に加盟する35か国のうち、32か国が成年年齢を18歳と定めています (アメリカとカナダは州により異なる)。日本もようやく世界標準に追いつくかたちになったといえるでしょう。

OECD加盟国の成年年齢 (2016年調査時点)

18歳	イギリス、アメリカ、カナダ、メキシコ、オーストラリア、スイス、ノルウェー、アイスランド、トルコ、チリ、イスラエル、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、フィンランド、スウェーデン、オーストリア、デンマーク、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、アイルランド、チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア、エストニア、スロベニア、ラトビア (アメリカとカナダは州により異なる)
19歳	韓国
20歳	ニュージーランド、(日本)

成人になると 何が変わるの？



18歳になるとできるようになること

民法が定める成年年齢には、2つの意味があります。1つは「単独で完全に有効な契約を結ぶことができる年齢」という意味、もう1つは「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味です。

「親権」とは、父母が未成年の子どもに對してもっている権利・義務のこと。父母は未成年の子どもの利益のために、その子を監護・教育する権利・義務をもつこと、子どもの住む場所を指定する権限をもつこと、子どもの財産を管理する権限・義務をもつことなどが、民法で定められています。

つまり、未成年の子どもは親権者にしただうとされているのです。

それが成年になると一変し、親の同意がなくても自分の意思のみでさまざまな契約をしたり、住む場所や進路を決めたりすることが可能になります。また、10年有効のパスポートの取得や、国家資格の取得も可能になるほか、性同一性障害の人は性別の取りあつかい変更の審判請求ができるようになります。

つまり、生活の重要な場面での自己決定権が尊重されるようになるということです。

18歳になるとできること、20歳にならないとできないこと

18歳になるとできること

- 契約（親の同意は不要）
 - ・ 携帯電話 → 8ページ
 - ・ ローン、クレジットカード（高校生は不可） → 9、10ページ
 - ・ 賃貸住宅 → 16ページ など
- 選挙での投票や国民投票 → 12ページ
- 国家資格の取得 → 22ページ
（普通自動車運転免許は従来より18歳以上）
- 結婚（女性も18歳以上に） → 24ページ
- 裁判員・検察審査員 → 26ページ
- 10年有効のパスポートの取得 → 30ページ
- 性別の取りあつかい変更の審判請求（性同一性障害の人） → 31ページ など

20歳にならないとできないこと

- 飲酒 ● 喫煙
- 競馬・競輪・オートレース・競艇の投票券の購入
- 養子縁組（むかえる側）
- 国民年金への加入

など

